平成２６年（フ）第１０６号
徳島県阿波市阿波町東条302番地９
債務者　尾方　　仁
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
福島県郡山市開成５丁目８番３号
債務者　先崎　榮子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
神戸市長田区細田町３丁目５番９号
債務者　嶋本　由紀（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３６６号
神戸市北区幸陽町１丁目８番地の８　212号
債務者　山本有里子（旧姓今本）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０２号
神戸市垂水区本多聞２丁目１番18―303号
債務者　黒崎美智子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０３号
神戸市北区有野中町３丁目27番８号　ラヴィール・メゾン103号
債務者　平田　聖子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４９号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地32、前住所熊本県菊池市隈府1121番地５　進都会館
債務者　ヒングララ　アーラチゲ　ニマル　ランジス　シリワルダナ
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２５０号
熊本県菊池市泗水町吉富175番地32、前住所熊本県菊池市泗水町吉富９番地　スライブ七番館305号
債務者　田中亜季子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６８号
熊本市北区龍田２丁目24番17号
債務者　松尾嘉代子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５５号
青森県弘前市大字浜の町東２丁目２番地７　市営住宅10―６
債務者　鎌田　利明
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２３３号
熊本市東区小山２丁目１番41号　第２満永アパート205、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津532番地　ハイツ中村コーポＫ１―106号
債務者　西　　哲彰
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
熊本市東区東本町21番２―403号　東本町団地
債務者　松尾　順子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５０号
山口市小郡みらい町１丁目３番２号　市営白土348号
債務者　林　　千鳥
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９９８号
東京都墨田区押上３丁目57―10―201　ＳＫハイツＡ
債務者　小林　　彰
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５００１号
東京都江戸川区南小岩１丁目12―９
債務者　中澤　千春（旧姓富川）
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５００２号
東京都八王子市八木町３―８―803
債務者　小野沢　浩
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部